

審 議 票 (3 - 3)

令和4年8月22日

議題：訂正、利用停止

関係規定	現行条例		改正法	
	第22条～第31条		第90条～第103条	
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規	
	・訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出義務	・代理人による請求	—	
施行条例への規定の可否	・開示、訂正及び利用停止の手続に関する事項は、法に反しない限り条例に規定できる(改正法第108条)。			

〈項目と論点〉

請求手続

- ① 任意代理人による請求が可能となることへの対応
- ② 郵送による訂正・利用停止請求への対応の検討
- ③ オンラインによる訂正・利用停止請求への対応の検討
- ④ 訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出義務を課す規定がなくなることへの対応

〈考え方(案)〉

- ① 任意代理人による請求についても、代理人本人であることの確認や代理権を有することの確認に加え、必要に応じ本人の意思確認を行うなど、慎重な対応が求められる。
 - ② 現状の運用では、本人確認が困難であるため特にやむを得ないと認める場合を除いて郵送による訂正・利用停止請求を可能な限り避けていたが、今後はそのような制限なく対応する。
 - ③ オンラインによる請求は、デジタル手続法第6条の規定により可能とされているところ、同法施行規則第3条に定める電子情報処理組織によることが必要であり、行政手続の利便性の向上を図るためには導入について検討すべきであるが、慎重に整備等対応していく必要がある。
- ※ ①～③は3-1に同じ
- ④ 「訂正請求に理由がある」か判断するために、訂正を求める内容が事実であることを説明する書類等の提出を求める規定を置くことが考えられる。

まとめ（主な意見等）

- ① 本人確認の仕方については、事務対応ガイドに詳細に記載（6-1-2-2）があるので、これに沿って本人確認を行うことを考えていること及び外部向けには、要点のみホームページに掲載することを考えていることについて、異論は出なかった。
- ④ 改正法には、訂正を求める内容が事実であることを証明する書類等の提出を義務付ける旨の規定はないが、改正法の下でも、訂正を請求する者に、訂正請求の「理由」（改正法 9 1 条 1 項 3 号）について釈明を求めるために、訂正請求に理由があるか否か判断するために書類等の提出を求めることは可能であると解されることから、現行条例第 23 条第 2 項のような規定を置く必要はないと考えられる。